

## 平成22年度岐阜県介護サービス情報の公表計画

(1) 報告に関する計画(介護保険法施行令第37条の2及び介護保険法施行規則第140条の48)	
計画の基準日	平成22年1月1日
報告計画の期間	平成22年6月1日から平成23年3月31日
報告の対象となる事業者	<p>サービスの種類：介護保険法施行規則第140条の43に定めるサービス            訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く)、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>対象となる事業者</p> <p>イ 平成22年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業者            ロ 基準日前の介護報酬(利用者負担を含む)年額が100万円を超える事業者            &lt;事業所別計画のとおり&gt;            ハ 基準日に休止中で、基準日前の介護報酬(利用者負担を含む)年額が100万円を超える事業者が介護サービスの提供を再開するもの</p>
報告の方法及び提出先	岐阜県介護サービス情報公表システムで報告内容を入力し提出すること。又は、岐阜県指定情報公表センターが示す調査票様式に記入し、原則として電子メールで公表センター(E-mail:kouhyou@winc.or.jp)へ報告すること。
事業者ごとの報告の提出期限	<p>上記イ、ハに該当する事業者            新たに介護サービスの提供を開始又はサービスの提供を再開する日の2週間前まで            上記ロに該当する事業者            調査月前月の15日まで &lt;事業所別計画のとおり&gt;            *ただし、調査を行う月が7月の場合は6月30日まで</p>
(2) 調査に関する計画(介護保険法施行令第37条の5及び介護保険法施行規則第140条の52)	
調査事務計画の期間	平成22年7月1日から平成23年3月31日
調査事務の対象となる事業者	<p>上記ロに該当する事業者 &lt;事業所別計画のとおり&gt;            上記ハに該当する事業者</p>
事業者ごとの調査を行う月	<p>上記ロに該当する事業者 &lt;事業所別計画のとおり&gt;            上記ハに該当する事業者 &lt;再開後随時&gt;</p>
事業者に対し調査を行う指定調査機関	<p>岐阜県知事が指定した6機関            事業者ごとの指定調査機関は、事業所別計画のとおり</p>
(3) 情報公表事務に関する計画(介護保険法施行令第37条の11及び介護保険法施行規則第140条の60)	
情報公表事務計画の期間	平成22年9月1日から平成23年4月30日
情報公表事務の対象となる事業者	上記イ、ロ、ハに該当する事業者
事業者ごとの公表を行う月	<p>上記イ、ハに該当する事業者 &lt;随時&gt;            上記ロに該当する事業者 &lt;事業所別計画のとおり&gt;</p>
報告の受理に関する事項	事業者ごとの報告の受理の開始時期は、報告の提出期限の2週間前とする。
(4) その他	
介護サービス情報の更新の取扱い	介護保険法施行規則別表第1の一(法人に関する事項)及び二(事業所に関する事項)にかかる情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。
是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い	岐阜県知事から、介護保険法第115条の3第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者にかかる介護サービス情報については、岐阜県知事の指示により、調査又は公表を行う。